

## 「計画相談支援事業・障がい児相談支援事業」に係るQ&A

※ 現時点における考え方を示すもので有り、今後内容に変更等を生じる場合があります。

1	Q	指定特定相談支援事業所と日中活動系サービスを同一法人で実施していますが、福岡市では、同一法人内で計画を立てることは差支えないでしょうか。
	A	同一法人内でも、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員であれば計画を作成することは可能です。ただし、相談支援専門員が兼務している事業の利用者について、モニタリングを行うことはできません。
2	Q	指定障がい児相談支援事業所と日中活動系サービスを同一法人で実施していますが、福岡市では、同一法人内で計画を立てることは差支えないでしょうか。
	A	同一法人内でも、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員であれば計画を作成することは可能です。指定障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が兼務している事業が児童福祉法に基づく事業の場合、当該利用者のモニタリングを行うこともやむをえません。しかし、障害者総合支援法に基づく事業を兼務している場合は、当該利用者のモニタリングは行えません。
3	Q	今後も相談支援専門員が増員する度に、変更届け書類一式はご提出が必要になりますでしょうか。積極的な増員を見込むためにも、もう少し効率化が進めばいいと思います。
	A	障害者総合支援法施行規則第34条の60第1項に定められている通り、変更届が必要です。ただし、申請者の定款、寄附行為等を記載した申請書又は書類については、市長がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合はこの限りではありません。
4	Q	相談支援専門員の研修に希望者は全員参加させてほしい。
	A	相談支援従事者初任者研修は県が行っておりますので、県にお尋ねください。
5	Q	相談支援事業所の管理者は、従事者(相談支援専門員)と兼務することは可能でしょうか。
	A	指定特定相談支援事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務を兼務することができます。
6	Q	「児」と「者」で、考え方や取り扱いが異なる部分がありましたらご教示ください。
	A	①指定申請の窓口が異なります。 障がい児相談支援事業の指定も申請する場合は、こども未来局こども発達支援課が窓口になります。特定相談支援事業のみの指定申請であれば、保健福祉局障がい者在宅支援課が窓口になります。  ②モニタリングの実施については取り扱いが異なります。 指定特定相談支援事業所の場合 相談支援専門員が兼務している事業の利用者について、計画は作成できるがモニタリングは実施できない。 指定障がい児相談支援事業所の場合 相談支援専門員が児童福祉法に基づく事業(障がい児通所支援)を兼務している場合は、当該事業利用者のモニタリングの実施もやむを得ない。しかし、相談支援専門員が障害者総合支援法に基づく事業(居宅介護等)を兼務している場合は、当該利用者のモニタリングは実施できない。
7	Q	区へモニタリング報告書の提出は必要ないか。
	A	下記の場合を除いて、提出の必要はありません。 ・支給決定の更新や変更が必要となる場合 ・利用者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ・モニタリング期間を設定し直す変更がある場合

8	Q	更新の時、計画相談支援と障がい福祉サービス等の終期月にモニタリングを行うが、モニタリング報告書をサービス等利用計画案と一緒に区へ提出するのか。
	A	更新の時にモニタリング報告書は区へ提出が必要ですが、支給決定をスムーズに行うため、終期月より前にサービス等利用計画案を提出する場合もあると思われます。その場合は、モニタリング報告書とサービス利用計画案を提出してください。 また、当面の間は、計画案を作成するためにアセスメント等を行うため、モニタリングを実施したものと、終期月より前に計画案を提出した場合は、終期月のモニタリングは不要とします。
9	Q	障がい福祉サービス等を利用している65歳到達者の、サービス等利用計画案の作成時期はいつ頃がよいか。
	A	障がい福祉サービス等の利用者が65歳に到達する場合は、当該誕生日の3ヶ月前から介護保険の認定申請が可能になります。このときは、障がい福祉サービスの更新申請勧奨は行われませんので、サービス等利用計画案の提出依頼もありません。 介護保険の要介護認定結果を確認していただき、障がい福祉サービス等の支給申請が必要であれば、サービス等利用計画案提出依頼が行われます。 65歳到達時に要介護認定が非該当になった方に対しても、毎年誕生日の前に介護保険の申請勧奨が行われますが、同様の流れになります。 介護保険制度が優先される方については、要介護認定申請とその結果が出てからでなければ、障がい福祉サービス等の申請手続きをおこなえません。 【下線部分：平成26年12月5日修正】
10	Q	利用者が安心のために支給決定だけ受けておきたい場合の取り扱いはどうなるのか。
	A	支給決定にはサービス等利用計画案が必要だが、支給決定後実際に障がい福祉サービス等を利用しないのであれば、担当者会議等やサービス等利用計画の作成は必要ないのでサービス利用支援費は請求できません。その場合は、サービス等利用計画が作られていないことから、モニタリングも不要です。 利用者が、サービス事業所と契約可能であれば、担当者会議等もおこなえ、計画作成もできれば、サービス利用支援費の請求は可能です。この場合は、モニタリングも同様におこなうため、継続サービス利用支援費も請求が可能です。
11	Q	支給期間の終期が3月の利用者が多いため、指定特定相談支援事業所の業務量に偏りができる。例えば、モニタリング期間が6月ごとの場合、モニタリングは9月と3月になり、3月は計画案作成も必要になる。モニタリング月をずらすことはできないか。
	A	更新申請勧奨が終期月の2～3か月前から行われることから、モニタリングを終期月に行わないことが想定されるため、更新申請勧奨～終期月の間でモニタリング兼計画案と計画作成になると思われます。 また、当面の間、終期月以外のモニタリングについては、モニタリング実施予定月にできることが望ましいが、実施予定月の前後1か月に実施することはやむを得ないと考えます。
12	Q	モニタリングの実施場所は利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設でなければならないのか。 サービス提供事業所で(利用者がサービスを利用している時)面接を行ってもよいか。
	A	計画相談支援におけるモニタリングの実施場所は利用者の居宅等で面接を行うこととなっています。この「居宅等」とは、居宅、精神科病院、障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院を言います。 障がい児相談支援におけるモニタリングの実施場所は、利用者の居宅で行うこととなっています。
13	Q	生活保護受給者で介護保険制度の特定疾病に該当する65才未満の者について、支給決定する際には、介護保険のケアマネがケアプラン作成をしてきたが、今後は指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成するようになるのか。
	A	指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、介護保険に準じたサービス利用についての計画作成は難しい。しかし、障がい福祉サービスを支給決定するにあたり、サービス等利用計画案の作成は必要なので、ケアマネージャーが作成したケアプランを参考に、障がい福祉サービスとその必要量についてアセスメントする。相談支援専門員と介護支援専門員が話し合いのもと、ケアプランとサービス等利用計画案を作成することが望ましい。 【平成26年12月5日修正】 福岡市計画相談支援マニュアルP. 16～18を参照。

14	Q	介護保険と障がい福祉サービスを併用する場合、ケアプランのモニタリングは毎月、サービス等利用計画のモニタリングは半年ごととなれば、長期目標・短期目標の置き方が変わるのではないか。同一の内容のプランになるとの説明だったが、本当にそうだろうか。
	A	評価時期は異なるとしても、介護保険サービス及び障がい福祉サービスを利用し半年後、1年後の目標について変わることはないと思われる。
15	Q	支給決定の枠内で、サービス等利用計画の週間計画表でのサービス利用日時が変更になる場合も計画を作り直し、担当者会議を開く必要があるか。
	A	担当者会議を開く必要はありません。ただし、計画を作り直した場合は、担当者へ配布してください。
16	Q	モニタリングでの担当者会議は必須か。
	A	モニタリングは、利用者及の居宅、精神科病院又は障がい者支援施設等で面接を行い、その結果を記録するものですので、担当者会議の開催は不要です。ただし、相談支援専門員は福祉サービスの事業を行う者等との連絡調を継続的に行います。
17	Q	同行援護の支給決定において、通院上乗せのみの場合も、サービス等利用計画案が必要か。
	A	軽微な変更であれば、必要はありません。ただし、区が必要と判断する場合はサービス等利用計画案の提出依頼が行われます。
18	Q	介護保険サービス利用者で、居宅介護の代読、代筆サービスを利用する場合、サービス等利用計画案は必要か。
	A	障がい福祉サービス特有のサービスを併用する場合なので不要です。ただし、区が必要と判断する場合はサービス等利用計画案の提出依頼が行われます。
19	Q	介護保険サービス利用者で、同行援護の更新に、通院上乗せもある場合についても、サービス等利用計画案は不要か。
	A	障がい福祉サービス特有のサービスを併用する場合なので不要です。ただし、区が必要と判断する場合はサービス等利用計画案の提出依頼が行われます。
20	Q	担当者会議には、必ず利用者本人出席のもと、行わなければいけないのか。
	A	サービス担当者会議には、サービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して行うこととなっています。利用者本人が必ず出席しなければならないというわけではありません。
21	Q	サービス利用支援費の報酬請求は、サービス等利用計画案を作成した翌月に請求できるのか。
	A	サービス等利用計画案を作成しただけでは、請求できません。 訪問によるアセスメント⇒計画案作成⇒(支給決定)⇒担当者会議の開催等⇒計画作成を実施した場合に算定できます。 計画を作成し、利用者から文書による同意を得た日が計画作成日となり、当該月がサービス提供月となります。 【例】 4月20日に、サービス等利用計画に署名もしくは押印を得た。→サービス提供月は4月で、5月10日までに請求事務を行います。